

会 議 録 目 次

平成29年第1回海田町議会定例会（第4日目）

平成29年2月21日（火）午前9時00分開会

日程第1	諸般の報告	4
日程第2	第2号議案 平成28年度海田町一般会計補正予算(第4号)	5
日程第3	第3号議案 平成28年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	5
日程第4	第4号議案 平成28年度海田町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	5
日程第5	第5号議案 平成28年度海田町介護保険特別会計補正予算(第3号)	5
日程第6	第6号議案 平成28年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	5
日程第7	第17号議案 広島市と安芸郡海田町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関する協議について	7
日程第8	第7号議案 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
日程第9	第8号議案 海田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
日程第10	第9号議案 海田町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について	7
日程第11	第10号議案 海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	7
日程第12	第11号議案 平成29年度海田町一般会計予算	7
日程第13	第12号議案 平成29年度海田町公共下水道事業特別会計予算	7
日程第14	第13号議案 平成29年度海田町国民健康保険特別会計予算	7
日程第15	第14号議案 平成29年度海田町介護保険特別会計予算	7
日程第16	第15号議案 平成29年度海田町後期高齢者医療特別会計予算	7
日程第17	第16号議案 平成29年度海田町水道事業会計予算	7
追加日程第1	第18号議案 平成28年度海田町一般会計補正予算(第5号)	13
日程第18	発議第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書案	26

日程第 19 庁舎建設及び広島市東部地区連続立体交差事業調査特別委員会調査報告	38
(閉 会)	41

7. 欠席議員

11番 宮坂二郎

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長 西田祐三
副町長 胡家亮一
企画部長 鶴岡靖三
総務部長 丹羽勤
福祉保健部長 湯木淳子
建設部長 久保田誠司
会計管理者 門前誠司
企画課長 森原宏生
財政課長 吉本真人
税務課長 近森茂
生活安全課長 脇本健二郎
住民課長 水川綾子
社会福祉課長 新藤正敏
子ども課長 森川雅枝
長寿保険課長 伊藤仁士
保健センター所長 森原知美
都市整備課長 龍岩広幸
建設課長 木村生栄
上下水道課長 早稲田誠
教育長 田坂裕一
教育次長 石川直之
学校教育課長 中川修治
学校教育課教育指導監 小林伸二
生涯学習課長 宮垣将司
総務課主幹 下野武士
環境センター所長 岡田隆弘

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 中 下 義 博
主 任 戸 成 正 考
主 事 木 村 俊 英

10. 議 事 日 程

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 第 2 号議案 平成 28 年度海田町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 3 第 3 号議案 平成 28 年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算
（第 3 号）
- 日程第 4 第 4 号議案 平成 28 年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第
2 号）
- 日程第 5 第 5 号議案 平成 28 年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 6 第 6 号議案 平成 28 年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第 1 号）
- 日程第 7 第 17 号議案 広島市と安芸郡海田町との連携中枢都市圏形成に係る連
携協約の一部を変更する連携協約の締結に関する協議に
ついて
- 日程第 8 第 7 号議案 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改
正する条例の制定について
- 日程第 9 第 8 号議案 海田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正
する条例の制定について
- 日程第 10 第 9 号議案 海田町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例の
制定について
- 日程第 11 第 10 号議案 海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につい
て
- 日程第 12 第 11 号議案 平成 29 年度海田町一般会計予算
- 日程第 13 第 12 号議案 平成 29 年度海田町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 14 第 13 号議案 平成 29 年度海田町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 15 第 14 号議案 平成 29 年度海田町介護保険特別会計予算
- 日程第 16 第 15 号議案 平成 29 年度海田町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 17 第 16 号議案 平成 29 年度海田町水道事業会計予算
- 追加日程第 1 第 18 号議案 平成 28 年度海田町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 18 発議第 1 号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書案
- 日程第 19 庁舎建設及び広島市東部地区連続立体交差事業調査特別委員会調査報告

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開議

○議長（久留島）皆さんおはようございます。本日は大変ご苦労さまでございます。ただいまの出席議員数は15名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。なお、本日は、報道のためカメラ等の撮影を許可しておりますので、ご了承ください。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第19に至る各議案でございます。日程第1、諸般の報告を行います。議会報告として、2月6日に広島県市町総合事務組合議会定例会が開催されましたので、組合議会議員であります私から、議会の概略についてご報告いたします。それでは、平成29年2月6日に開催されました平成29年第1回広島県市町総合事務組合議会定例会についてご報告いたします。第1回定例会におきましては、条例改正3件、補正予算1件、当初予算1件が提出されました。条例改正として、広島県市町総合事務組合負担金条例の一部を改正する条例、広島県市町総合事務組合退職手当支給条例の一部を改正する条例、職員の育児休暇等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例が提出され、いずれも全会一致で可決されました。次に、補正予算として、平成28年度広島県市町総合事務組合一般会計補正予算第1号が提出されました。これは、歳入歳出それぞれ3億3,193万1,000円を追加し、予算総額をそれぞれ69億9,490万1,000円とするもので、全会一致で可決されました。続いて、当初予算として、平成29年度広島県市町総合事務組合一般会計予算が提出されました。これは、歳入歳出予算の総額をそれぞれ56億9,086万2,000円と定めるもので、全会一致で可決されました。なお、関係資料は議会事務局に保管しておりますので、ご覧頂きたいと思います。以上で、平成29年第1回広島県市町総合事務組合議会定例会についての報告を終わります。次に、2月7日に、平成29年第1回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されましたので、本議会選出の議員でございます佐中議員から議会の概略について報告を求めることといたします。佐中議員。

○15番（佐中）広島県後期高齢者医療広域連合議会報告をいたします。平成29年2月7日に、平成29年第1回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されましたので、本議会の選出の私から議会の概要について報告をいたします。高齢者医療広域連合議会定例会におきましては、人事案件3件、条例案件3件、その他案件1件及び予算

案件4件が提案をされました。まず、人事案件として、議案第1号、議案第2号及び議案第11号、副広域連合長の選任については、安芸太田町長の小坂眞治氏、世羅町長の奥田正和氏及び坂町長の吉田隆行氏が、いずれも全会一致で選任されました。次に、条例案件として、議案第3号、広島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正、議案第4号、広島県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正が、いずれも全会一致で可決をされました。また、後期高齢者医療保険料の軽減措置見直しに必要な改正等を行うため、議案第5号、広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正が賛成多数で可決をされました。次に、その他の案件として、議案第6号、広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合同規約の変更が全会一致で可決をされました。続いて、予算案件として、議案第7号、平成28年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算第1号及び議案第8号、平成28年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算第2号の、いずれも、賛成多数で可決をされました。次に、議案第9号、平成29年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算については、歳入歳出それぞれ11億2,154万4,000円とし、議案第10号、平成29年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算については、歳入歳出それぞれ4,002億4,641万2,000円とし、それぞれ賛成多数で可決をされました。なお、関係資料は、議会事務局に保管をしておりますのでご覧頂きたいと思います。以上で、平成29年第1回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会についての報告を終わります。

○議長（久留島）また、2月17日に開催されました広島県町議会議長会平成28年度自治功労者等表彰式におきまして、町議会議長として7年以上在職の私、久留島が、次に、町議会議員として15年以上在職の岡田議員が、また、町議会議員として27年以上在職の前田議員が、全国町村議会議長会の自治功労表彰を受けられましたので、ご報告いたします。これにて諸般の報告の全てを終了いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）この際、日程第2、第2号議案から日程第6、第6号議案までを一括議題といたします。去る2月1日の本会議において予算委員会に付託いたしました各案件について、委員長より審査の経過及び結果について報告を求めます。予算委員会、住吉委員長。

○6番（住吉）委員長の住吉です。予算委員会の審査報告をいたします。本委員会は、平

成 29 年 2 月 1 日付けで付託されました案件を、審査の結果、次のとおり決定しましたので、海田町議会会議規則第 72 条の規定により報告いたします。付託案件及び審査経過については、お手元にお配りした報告書のとおりでございます。審査の結果でございますが、第 2 号議案から第 6 号議案までについて、いずれも全会一致で可決すべきものと決定いたしました。以上で、予算委員会の審査報告を終わります。

- 議長（久留島）以上で報告を終わります。議員全員で構成する委員会でございますので、委員会報告に対する質疑は省略いたします。これより、各議案ごとに順次採決を行います。まず、第 2 号議案、平成 28 年度海田町一般会計補正予算について採決を行います。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございましたか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第 2 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 2 号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第 2 号議案は委員長の報告のとおり可決されました。続いて、第 3 号議案、平成 28 年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算について採決を行います。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございましたか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第 3 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 3 号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第 3 号議案は委員長の報告のとおり可決されました。続いて第 4 号議案、平成 28 年度海田町国民健康保険特別会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございましたか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第 4 号議案につ

いて採決を行います。お諮りいたします。第4号議案については原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、第4号議案は委員長の報告のとおり可決されました。続いて第5号議案、平成28年度海田町介護保険特別会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第5号議案について採決を行います。お諮りいたします。第5号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、第5号議案は委員長の報告のとおり可決されました。続いて、第6号議案、平成28年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第6号議案について採決を行います。お諮りいたします。第6号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、第6号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島) この際、日程第7、第17号議案及び日程第8、第7号議案から日程第17、第16号議案までを一括議題といたします。去る2月3日の本会議において予算委員会に付託いたしました各案件について、委員長より審査の経過及び結果について報告を求めます。予算委員会、住吉委員長。

○6番(住吉) 予算委員会の審査報告をいたします。本委員会は、平成29年2月3日付けで付託されました案件を、審査の結果、次のとおり決定しましたので、海田町議会会議

規則第 72 条の規定により報告いたします。付託案件及び審査経過については、お手元にお配りした報告書のとおりでございます。審査の結果でございますが、第 17 号議案及び第 7 号議案から第 14 号議案までについては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。第 15 号議案については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。第 16 号議案については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で、予算委員会の審査報告を終わります。

- 議長（久留島）以上で報告を終わります。議員全員で構成する委員会でございますので、委員会報告に対する質疑は省略いたします。これより各議案ごとに順次採決を行います。まず、第 17 号議案、広島市と安芸郡海田町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関する協議について、採決を行います。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第 17 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 17 号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第 17 号議案は委員長の報告のとおり可決されました。続いて、第 7 号議案、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決を行います。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第 7 号議案について、採決を行います。お諮りいたします。第 7 号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第 7 号議案は委員長の報告のとおり可決されました。続いて、第 8 号議案、海田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第8号議案について採決を行います。お諮りいたします。第8号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって第8号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。続いて第9号議案、海田町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第9号議案について採決を行います。お諮りいたします。第9号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第9号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。続いて第10号議案、海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第10号議案について採決を行います。お諮りいたします。第10号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第10号議案は委員長の報告のとおり可決されました。続いて第11号議案、平成29年度海田町一般会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論があるようですので、討論を行います。まず、はい、賛成討論を許します。桑原議員。

○8番（桑原）8番、桑原です。海田町一般会計予算について、賛成の立場から討論いた

します。皆様ご存じのように、新庁舎については、広島県海田庁舎跡地を候補地と称して、基本構想が策定されております、されようとしております。しかし、この予定地は、予定地と称される土地は、まだ、広島県の土地であり、海田町への譲渡も、条件も未確定であります。また、海田市駅前がふさわしいと言う町民の声も、まだまだ根強くあります。町長は、しっかりと町民方に説明責任を行ってほしいと考えております。このようなことから、広島県海田庁舎は、まだ新庁舎の建設予定地としては、確定してないということを、確認した上で、海田町一般会計について、条件付きで賛成するものでございます。これをもって、私の賛成討論といたします。各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（久留島）ほかに討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより起立により採決を行います。お諮りいたします。第 11 号議案は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久留島）着席してください。起立多数と認めます。よって第 11 号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。続いて、第 11 号議案、平成 29 年度海田町一般会計予算を採決いたします。失礼しました。続いて、第 12 号議案、平成 29 年度海田町公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第 12 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 12 号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第 12 号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。続いて第 13 号議案、平成 29 年度海田町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第 13 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 13 号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第 13 号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。続いて、第 14 号議案、平成 29 年度海田町介護保険特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第 14 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 14 号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第 14 号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。続いて、第 15 号議案、平成 29 年度海田町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論があるようですので討論を行います。まず反対討論を許します。佐中議員。

○15番（佐中）第 15 号議案、海田町平成 29 年度後期高齢者医療特別会計予算に反対をいたします。平成 28 年度は、6 万 7,165 円でした。今回、広島県後期高齢者医療広域連合では、条例の変更により、その結果、平成 29 年度一人当たり平均保険料は、7 万 11 円、実質 2,846 円の引き上げとなります。高齢化で膨らみ続ける医療費を、現役世代が支え切れない。介護保険も財政難だ、若い世代にツケを回すなどと言って、年金生活の高齢者に負担を求める改悪法が続けてなされています。現役世代はワーキングプアばかりになって、税金を取れなくなっている中で、わずかでも貯金を持っている高齢者の懐に手を突っ込んで、はぎ取っていくような、なりふり構わぬ国民収奪計画が横行しております。税制にしろ、介護にしろ、医療制度にしろ、内容がころころ変化して、人が気付かないうちにばっさり取られてしまうという、詐欺のような手法が、高まって

おります。高齢者の収入は年金だが、長年掛けてきた年金を手にする前に、有無を言わず各種保険料や税金が天引きされていくようになっております。以前は、窓口で支払うなど、支払い方法が選択できておりました。介護保険料は、2000年の制度スタート時から天引きで、08年には国民健康保険税の天引き、これの開始と同時に、後期高齢者医療保険制度が始まり、75歳以上の高齢者は、後期高齢者医療保険にも天引きされるようになります。更にその翌年では、09年10月からは、町県民税の天引きも始まり、満額掛けて、わずか6万円程度しかない、支給されていない国民年金でも、2か月に1回手元に届く前にばっさり天引きされていて、振り込まれるのは、5万円余り。年金、年々引かれる額が増えているというのが実感です。ほとんどが天引きなので、一体どのぐらい負担が増えたのか、複雑すぎて分からないというのが実態であります。消費税の8パーセントの増税で、毎日の食材から水道代、電気代など、全て生活費が上がっております。ますます生活が厳しくなっている。消費税に加えて、急激な物価高が進行しているが、年金の方は過去に物価が下落したのに、年金額を据え置いており、本来の水準よりも1.5パーセント高い水準になっているとあって、3年間で2.5パーセント減額をする計画が進行中であります。その後も、0.7パーセントのマイナスとなっております。後期高齢者医療制度は、年齢差別医療制度は、廃止しなければ、安心して医療が受けられません。平成28年度、先ほど言いましたが、6万7,165円です。今回こうした県の広域連合での条例の変更により、その結果、平成29年度一人当たり平均保険料は7万11円となります。政府は、後期高齢者医療制度について、十分定着しているなどと温存を願いますが、とんでもないことです。問題だらけの差別的な制度は、速やかに廃止し、以前の老人保健制度に戻すべきであります。長生きしたら、その人たちがつらい思いをさせる医療制度は、全ての世代にとって不幸です。消費税増税が、社会保障充実のためという口実は、もはや成り立っておりません。大企業や大資産家に応分の負担を求め、必要な財源を確保し、安心して長生きできる社会保障の再生、拡充へ転換することを、声を大にして、反対討論を終わります。

○議長（久留島）続いて賛成討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、起立により採

決を行います。お諮りいたします。第 15 号議案は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久留島）着席してください。起立多数と認めます。よって、第 15 号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。続いて、第 16 号議案、平成 29 年度海田町水道事業会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございませうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第 16 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 16 号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第 16 号議案は委員長の報告のとおり可決されました。この際、暫時休憩いたします。再開は追って連絡します。

~~~~~○~~~~~

午前 9 時 3 0 分 休憩

午前 9 時 3 3 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。ここで、お諮りいたします。ただいま、町長から、18 号議案が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第 1 として議題としたいと思っておりますが、これにご異議ございませうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第 18 号議案を日程に追加し、追加日程第 1 として、議題とすることに決定しました。議案を配付いたします。

〔議案配付〕

○議長（久留島）追加日程第 1、第 18 号議案、平成 28 年度海田町一般会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第 18 号議案、平成 28 年度海田町一般会計補正予算第 5 号。この補正予算につきましては、小学校改修事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（吉本）第 18 号議案、平成 28 年度海田町一般会計補正予算第 5 号についてご説明いたします。資料 37 の平成 28 年度補正予算説明書に従いまして、歳出からご説明いたします。資料 37 の 3 ページ、4 ページをお願いいたします。教育費の、小学校費の、小学校改修事業につきましては、海田南小学校、プールネット支柱等復旧工事を実施するため、165 万 4,000 円増額するものでございます。内容につきましては、工事箇所図を提出しておりますが、1 月 14 日から 15 日未明にかけて降った大雪の重みにより、海田南小学校のプールの防球ネットを支える柱が一部破損いたしました。安全確保のため、支柱の撤去については、既存の予算で応急的対応を進めているところでございますが、この度の追加提案は、プール開放のある 6 月までに、支柱等を復旧するための、本復旧工事費の予算措置を行うもので、併せて繰越明許費を提出するものでございます。続きまして、歳入でございます。資料の 1 ページ、2 ページをお願いいたします。歳入につきましては、この度の復旧事業の特定財源として上段の、教育費負担金を 133 万 3,000 円、下段の災害復旧事業債を 60 万円、それぞれ増額するものでございます。なお、その対象事業費については、この度の歳出補正予算で計上するもののほかに、既存の予算での支柱撤去費も含めて増額するものでございます。中段の、財政調整基金繰入金につきましては、財源調整として 27 万 9,000 円減額するものでございます。続きまして、議案をご説明いたします。第 18 号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に 165 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 98 億 7,279 万 4,000 円とするものでございます。続きまして、3 ページをお願いいたします。繰越明許費の補正でございます。歳出でご説明した小学校改修事業のほか、海田市駅南口土地区画整理事業及び中店小学校線道路改良事業については、本年度中に工事や用地買収の一部が完了する見込みがないため、繰越明許費を設定するものでございます。なお、海田市駅南口土地区画整理事業に係る工事請負契約については、28 年 9 月議会において、契約認定の議決を頂いたところですが、この度の繰越明許費の議決後、2 か月を超えない範囲内で工期延長の変更契約を締結する場合は、海田町議会による町長の専決事項の指定に基づき、専決処分を行い、次の議会で報告させて頂く予定でございます。続きまして、4 ページをお願いいたします。地方債の補正でございます。この度の歳出補正の特定財源として、追加 1 件でございます。以上で、平成 28 年度海田町一般会計補正予算第 5 号の説明を終わります。

- 議長（久留島）追加日程第1、第18号議案、以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。
- 13番（崎本）今の小学校のプールの件でございますが、1月14日から15日にかけての、大雪での復旧工事でございますが、1月に起きたもんをね、すぐ議会でも報告をしてすよね、なぜ、11号議案の29年度海田町一般会計予算の中に入れなかったか、間に合わなかったか、その説明をお願いします。
- 議長（久留島）学校教育課長。
- 学校教育課長（中川）こちらの方の工事の予算見積もりを、すぐ業者に発注しまして、業者の見積もりを受けたのが1月27日ということで、当初の予算の計上が無理だったということでございます。
- 議長（久留島）崎本議員。
- 13番（崎本）なぜ、1月17日の見積もりで、なぜ当初予算に間に合わなかったか。そういう理由はないでしょう。何千万の工事ならいいですが、165万円のね、見積もりじゃどうのこうのいうて、1月の17日か、見積もりが出て、なぜ一般会計予算に間に合わなかったか。その細部の説明を求めておりますよ。1月中に165万かの、何千万の工事なら、そりゃあ必要性があるか分からんのじゃがね、165万のものを即、一般会計に、2月の一般会計に間に合わなかったいうて、もう一回、細部の説明をお願いします。
- 議長（久留島）学校教育課長。
- 学校教育課長（中川）事故発生後、見積もり依頼業者を、建設課、財政課と調整を済まし、建設課、業者と現地確認。その後、見積もりを取ったのが1月27日だったということでございます。1月27日ということで2月1日からの冒頭に提案できなかったという状況でございます。
- 議長（久留島）兼山委員。
- 4番（兼山）4番、兼山です。先ほどの説明中で、工期はプールまでに、期間までに間に合うという説明がありましたが、その前に運動会があると思うんです。運動会にも間に合うかどうか。
- 議長（久留島）学校教育課長。
- 学校教育課長（中川）運動会まではちょっと間に合わないかと思うんです、工事に関しては。ただ撤去については、運動会の傍聴の席になっていることで、年度内の撤去をまずして、運動会に支障のないような形で工事を考えたいと思います。

○議長（久留島）兼山委員。

○4番（兼山）これ、議案を頂いたんですが、先ほどの28年度の2号議案と、ちょっと見比べてみて、議案3ページの繰越明許費のところなんですけど、4ページは追加と書いてあるんですが、これ繰越明許費の補正のそこには、下には追加が要るんじゃないかな。これについて、この資料のところです、ここについてどうですか。追加が要るのかどうか。3ページです。ちょっと気になったんで。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（吉本）議案の方で繰越明許費の補正の追加が要るかどうかいこうとございますが、地方債については、追加、変更、廃止ということで、この度の議案の方には追加加入っておりますが、繰越明許費については、追加を入れずに、第2表繰越明許費補正として、提案させて頂いております。

○議長（久留島）兼山議員。

○4番（兼山）はい、3ページの、第2表の下に、繰越明許費補正に、ここに、下には、何か書いてあるんですか、そういうことなんです。表記してないのは何か意味があるのかな。表記しないのが、正解なのか。それについてちょっとお聞きしたいんです。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（吉本）第18号議案、第2条において繰越明許費の補正ということで、既定の繰越明許費の追加は、第2表繰越明許費補正によるということで、3ページ、第2表繰越明許費補正として、提案をさせて頂いているものでございます。

○議長（久留島）暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前9時46分 休憩

午前9時47分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）再開いたします。ほかに質疑はございませんか。西山議員。

○12番（西山）繰越明許補正でございますが、海田市駅南口土地区画整理事業におきましては、今年度内に支出負担行為は行われているものでしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）はい。支出負担行為は行っております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）そういたしますと、今回、議案で出されていることにちょっと疑義がある訳です。この場合には、事故繰越制度がございまして、この場合には、町長の予算執行の権限内でなされ、議会の議決を経る必要はないという、ことがあります。で、それなのに、なぜ、今回議案として上げられたのでしょうか。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（吉本）議員ご指摘のとおり、議会の議決を要しない事故繰越の制度がございしますが、事故繰越については、原則不可避的な天災等の事故の際に行うものということで、この度は現時点で繰り越しが想定されることから、議会の審議を経て、予算として措置される繰越明許費の制度を活用することが望ましいと判断したものでございます。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）一方では雪のために工事が遅れたという説明も受けました。今後、そういったことの場合、大災害とかじゃなくて、そういったことでも、事故繰越が可能な訳ですよね。今後、そういった事案が出た、事業が出た場合には、事故繰越として、町長の権限で行えるという事故繰越明許と扱うお考えはないのでしょうか。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（吉本）はい、議員ご指摘のとおり事故繰越制度でございますので、個々の事案、それぞれ適切に判断して繰越明許費また事故繰越の制度を活用していきたいと考えております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）14番、前田ですが、資料というのか、説明38の方でね、お尋ねしますが、赤い印のところ6本復旧をするんだと、こういうことなんですが、それはそれでいいとしてね、この反対側というかね、赤い印のないところにも柱がおるじゃないかと。ということで、柱は全部で何本おって、6本やり替えるんかというのが一つ、ね。もう一つは、あとの柱は、それでもてるんかどうかというんがある。もう一つは、三つ目にはね、こういう支柱は、一般的に、鉄柱というんか、鋼材というのか、あれと、コンクリートで造られておるといふのがあると思うんですが、いずれなのか、3点ほどお尋ねします。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（中川）柱については、全部で11本あります。11本のうち6本を替えるものでございます。また、現在の支柱につきましては、コンクリート柱、残りについては、

私どもでちょっと分かりにくいので、業者と建設課の方で確認して頂いて大丈夫だという話してございます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）再度確認しますが、柱が、コンクリート、ということは今、11本あって6本、取り替えるというんか、折れたのか、詳しいことは分かりませんが、ついでに、この6本は折れたからとか、耐力的に無理があるんで取り替えるというのか、その辺のことをまず一つ確認します。今、コンクリートという話があったんですが、同じこの取り替える6本が、同じコンクリであったとするなれば、残りの5本も、同じコンクリなら耐用年数的に無理があるんじゃないか、まあ。何と言うんか、新しいものは、今、やり替える訳じゃから、例えば、設置後なんぼ20年か30年経つと。まあ詳しくは分からんがね。いつ建ったんか知らんけども、仮に、建って10年経つたとします。そうすると、この建て替えた6本は、今から10年もてると、こういう仮定をする訳ですね。そうすると残りの5本がね、例えば、1年しかもたんのじゃないか。そうすると、そのためにまたネットを張り替えたり、要らん工事費が掛かってくるんで、160万が反対と言うんじゃないけども、また無駄な金掛けるんで、この際じゃから思い切ってやらにゃいけないのじゃないか。耐用年数が、大丈夫という言い方であるけれども、今言うのは、やり替える方は10年もつ、と言うのは、仮定の話ですよ。残ったやつは3年しかもたないよと言うんじゃないらね、その辺のことがどうなのかっていうのは、言うてる意味分かるかな。ちょっと確認したい。意味が分からんにゃあ、もう一回説明するけども。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（中川）6本についての状況を個別説明させていただきます。図面をちょっと見て頂ければと思います。5本、下の方へ改修するものが並んでおりますが、5本、左から、1本目が、曲がりどひび、2本目、3本目が折れました。4本目が曲がり、5本目が曲がりました。また、その上の上部におきまして、上部の部分については、曲がりどひびという状況で、6本を改修するものでございます。また、この支柱については63年に設置したもので、年数的には問題ないということで耐用年数、老朽化による破損ではないという考えをしているところです。

○議長（久留島）前田議員、もう一回お願いします。

○14番（前田）もう一回言うが、要するに、11本ある訳ですよ。6本取り替えるから、ね、6本は、今から10年か20年か知らんが、しっかりもつ訳よ。残った5本の耐用年

数が足らようなるんじゃないか、ね。例えば、既に10年経つとるんか、63年に建てたいうから漠然と30年経つとる訳だよ、ね。30年目で6本が駄目になった。30年したら6本が駄目になった。なら、あとの5本は、極端な話が、明日いうか、来年駄目になるんじゃないか、そうすると、そのためにネットをまた全部張り替えないかん、要らん工事費が掛かる。だから、残りの5本が大丈夫かと、こういうことを言うとする訳よ、の。残りの5本は大丈夫なのか。だから、今言うたように、赤い6本をやり替えるやつが、設置してから30年、そのまま受けると、30年間もつことなる訳ですよ、6本は。残りの5本は、30年、今からもつのかいうことを言うとする訳。その辺の答弁が、先の意味分かった、そういうことなんよ。だから、同じことなら11本全部やる必要があるんじゃないかと、こういう、言葉を変えて言えばね。その方が、耐用年数的に、経費的に逆に安くつくんじゃないか、だから一つ増えたよ。経費はその辺のことで大丈夫かということ。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（中川）今回の補正につきましては、復旧という観点で補正をしております。まずは、その5個については、耐用年数はもつということで、業者、建設の方から話を聞いてますんで、復旧の観点から、6本を交換するものでございます。

○議長（久留島）崎本議員。

○13番（崎本）ちょっとね、今、業者と建設課が協議してもてるというお話やから、建設課の方が、もちますという回答は、建設課が説明せないけんのじゃないですか。私は、その業者と建設課言われたんじゃないから、建設課が、大丈夫ですなら大丈夫と判断いたしました、そういう答弁をせないけんのじゃないですか、ちゅうことを言いたいんよ。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）はい、5本については現状、外傷等の破損状況にはございませんでしたので、復旧という観点からすると、今は破損の状態にないということで、今回はその、交換の対象にはしてませんが、耐用年数という部分につきましては、新たに付くものと既存のものとしては、どうしても最終年度というのは変わってこようかと思っておりますので、その際には、適切な対応をしていきたいと考えております。

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）7番、宗像です。何点か。で、たちまち今の問題、要は、みんなが心配してるのは、いっそのことやるんなら、残りも、どうせ、いつかめげるだろう。なら、いっそのこと、金掛けるんなら、全部金掛けたらどうかと言ってるのに、その答弁が全く

ない。まず、その答弁からお願いしたいと思います。次に、これ、6月、プールの開放、6月まで引っ張らんにゃあいけんような工事なんですか。当然、こういう危ないものってというのは、確かにやりにゃいけん。撤去したじゃなくて、復旧についても、もし復旧だけの話をするのであれば、当然、予備費かなんかでさっさと復旧さすべきじゃないんですか。それをしてない理由が、まず見えない。これは、繰り越しするようになるから言うんで、予備費使えなかったという部分であるかもしれませんが、それ以上に、3月までにさっさと復旧させるべきじゃない。それをされない理由。それから、次に、先ほどから、復旧、復旧いうて、なんで改修工事なんですか。復旧なら修繕じゃないんですか。改修なら、全部やり直すべきでしょ。それも、一つの、みんなの誤解を受ける一つの理由でしょ。その辺が、明確になってない。最後に、これ、もう1点。繰越明許の関係、9月に、先ほど財政課の方の説明がありましたけど、9月に契約した、3月で終わる思うて契約したんでしょ。で、繰明に上げるっていうことは、当然、その遅れた理由を明確にして繰明に上げるべきじゃないんです。何も言わずに、繰明上げえ。できんかったけえ上げてくれと、これは違うと思いますよ。きちんとした、明確な理由を説明して、用地みたいに、引き渡しができるって今年度中にできないというのは、まだ多少は理解するけど、工事は、元々それで契約してる訳でしょ。個人の間が、生活の糧を得るためによそへ移るっていう過程とは違いますよ。受けた側も3月にやります言うて受けた訳でしょ。そうじゃないんですか。3月までにやります言うて受けた訳でしょう。それは、どんな理由にしても、3月までに本来は上げさせるべきじゃないんです。それを、どうしてもそれができない理由っていうのは、もっと明確に、きちんと説明した上で、理解を求めるべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（吉本）何点かご質問頂いた中で、まず、財政関係のところについて先に答弁をさせていただきます。まず、二つの質問で、至急に復旧すべき案件であり、予備費、補正ではなくて予備費で対応すべきではないかというところについては、議員もちょっと、ご指摘ありましたが、この度が、仮に、予備費で充用したとしても、工期が年度またがるということで繰越明許費の議決が要するという点と、この追加の補正予算と予備費の措置、時期的にそれほど大きなずれがなかったということで、補正予算、歳出補正と繰越明許をセットで一応議会の方に提案して、議決を頂くようにさせていただきました。それから、3番目の質問の、事業名、修繕事業ではないのか、なぜ改修事業なのかという点については、

予算の、事業別予算の整理上、一応基本的には 50 万未満の簡易外注等で行う施設修繕の修繕工事については修繕事業。で、50 万以上の工事請負費については、改修事業という、事業別予算の整理上、そのように整理をさせて頂いております。それから、4 点目の繰越明許費の提案に当たって、理由が不十分じゃないかということで、ちょっと始めの提案のところでは、繰越明許費の理由として、今年度中に工事の一部が完了する見込みがないためということで、進めさせてもらいましたが、その詳細については、ちょっと担当の方から、説明をさせていただきます。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（中川）こちらの方の工事の方が全部、全てを改修した方がいいかというご質問でございますが、改修しない 5 本については問題ないという話を聞いております。また、今回、復旧という観点で、その他の 6 本について工事を行うものでございます。また、今後、その他の 5 本、老朽化に伴って、改修が必要な時期等々は、建設課等々と調整しながら、また検討していきたいと考えております。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）はい、区画整理事業の繰越明許の理由でございますけれども、2 月 9 日に、受注業者の方から、今回の工事の一部に信号機の移設ということがございます。この信号機の移設の実施について、広島県警の指定を受けた業者しか、この信号機移設ができないんですけれども、信号機移設が可能な業者の手配に、不測の日数を要しておると。その時点で、4 月の 5 日の施工予定ということでございまして、町としましては、夜間工事等の実施も含め、年度内の実施をするよう指示はしておるところでございますが、今時点では、年度内の完了の見込みがないため、今回繰越明許をさせて頂くものでございます。

○議長（久留島）宗像議員。

○7 番（宗像）じゃ、2 点。一つは、今の工事の件。だから、それは、もうやむを得ないとしていいけども、一部工事ができなかったって、何で、普通、受けた工事ができないかというのは、当然のこととして、こちらから強い思いが出るんで、きちんとした説明すべきじゃないか、しとくべきじゃなかったんか。要は、工事業者が工事として、ただ、1 点、信号移設というのは、当初から分っていた訳でしょ。受けた時点で、もう始めに発注すれば、間に合ったんじゃないですか。それを、ぎりぎりになって、自分の工事の日程が合わんからいうんで、その辺、後ろ、後ろへ持ち込んだ結果、本来でしたら当初の

段階で、もっと早い時期に、こういうことが、遅れるという報告があってもえかったんじゃない。始めの段階で分っておるんなら。そうすべきじゃなかったんか、いうのは、1点、後からお願いします。それから、復旧、復旧とおっしゃられて、もつからいうて、100パーセントもつって保証が、あなたたちにあるんですか。建設課にしても。残りの5本が。当然、同じように、今のところに、どういう重みが掛かって、支柱が倒れたのか、私らには分かりませんが、当然倒れることは同じような状況で、同じように使っておるものが、同じように、雪で過重が掛かってきた場合には倒れる訳でしょう。それは、全く考えてないんですか。同じ状況になれば、必ず倒れる状況になるということでしょう。同じ年数経つとるもんは。その可能性を全くなしにして、単なる復旧だけでいいんかどうか。もう少し、その辺の方、詳しく確実に、もつと判断されたってというのは、責任を持つてことですよ。責任を持つて、もう二度と、少なくとも10年以上とか、そういう年数については、もてるという自信を持つて答弁されたんかどうか。そうでないであれば、当然、はいじゃあ、復旧じゃなくて、それこそ、事業の本来の趣旨である改修という目的で、併せて、先ほど、崎本議員からもおっしゃられていると思うんですが、こんな工事で、なんで早く出さんかったんかいうて、ここまで予算を遅らせるのであれば、当然、じゃあ、全体をきちんと直して、改修きちんとして、それこそ、何十年か渡って、今使ってきた30年、この30年以上使える状態にして、子どもたちを安全に使えるようにさすべきだと思うんですが、それについてどうなんでしょう。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）まず1点目の、信号機移設でございますが、当初、発注時から信号機移設の必要性というのは、仕様書の中には盛り込んで、分かっただけでございます。従いまして、町といたしましても、早期に指定業者の確保というのは、指示をしてきたところでございますが、今回、海田警察の方にも、年度内に完了するよう、町の方からお願いをしたんですが、今年度、当初に、外相サミットであるとか、オバマ大統領の広島訪問というのがございまして、県警が発注するその信号機関係の工事が年度当初に発注されずに、夏以降に全部発注がずれ込んだという事情がございまして、信号機移設業者の確保に、ちょっと、例年にはない煩雑といいますか、繁忙の状態があったということが原因としてございましたので、やむを得ないということで、今回繰越をお願いするものでございます。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（中川）支柱につきましては、5本については異常がないということで報告を受けてるところでございますが、今後、雪の重み等々、同様の状況があることも可能性があるということで、対応策として、ネットについては、シーズン終了後、取り外すという対応を取る予定としております。

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）まず、信号の件ですが、だから、その間、9月の段階で、全くそれは読めなかったんですか。読めとるんだったら、早い段階で、遅れるかもしれない可能性っていうのは、建設産業委員会で、建設課の説明もあった訳ですから、その時点で、早目にもっともっと出すべき、どっかで出しとくべき案件じゃなかったんでしょうか。それと、僕が言っているのは、皆が言っているのと、結果、同じなんですよ。耐用、確実にもつ自信があるんですかって。みんな、怒るとるんじゃないんですよ。発注出すのが遅れても、同じ遅れるんなら、全面改修されたらどうですかって、皆さん逆に提案されてるんです。それに対して、一つも答弁がないんです。それと、もう一つは、残った5本というのが、確実にあなたたち責任を持って、30年までは言いませんけど、今もってきた30年まで言わんけども、少なくとも10年、15年はもつんですか。その責任、持って、言えないんでしょ。言えないんなら、この可能性があるから、全部替えさしてください。子どもたちのためにやらせてくださいっていうのが、普通、本来の姿じゃないんでしょかって聞いてるんです。これ、多分皆さん同じ意見だろうと思います。聞かれた方。その2点、お願いします、最後に。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）はい、議員ご指摘のとおり、早目にそれらのことを、情報として出すべきであったということでございますけれども、業者の方と、ぎりぎりまで業者確保について、調整協議をさせて頂いておりました。で、その段階、ご報告する段階については、ちょっと、今後、課題に捉えて、今後の糧にしていきたいと考えております。

○7番（宗像）学校教育課長。

○学校教育課長（中川）確かに議員ご指摘のとおり、全部を改修するという選択もあったのかと思いますが、今回については、5本については、異常がないという報告の下、やるものでございます。今後、学校等々と連携を取ながら、少しでも異常がある状況が見受けられたら、その際には、改修をまた考えていきたいと考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○6番（住吉）6番議員、住吉です。先ほどから、議員から、あれこれ質疑が出ておりますが、一番気になりますのは、日常の点検、今までどうしていたのか。確かに、海田町にしては珍しい大雪が降りましたが、できて30年も経ったものが、そりゃあ、老朽化は進んどるでしょう。そういった部分における点検というのは、今まで、どのようにされていたんでしょうか。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（中川）学校施設の点検につきましては、教員が月1回、各施設、教室も含めて、点検をしているところでございます。今回については、老朽化というよりも、異常な雪の重みに耐えられなかったということでの破損ということで聞いております。

○議長（久留島）住吉議員。

○6番（住吉）今、答弁で、聞いておりますじゃいかんやろう、責任者が。責任を部下になすり付けるんじゃない。で、確かに珍しい大雪ではあったが、過去にもこんな雪は降るとるんです、30年も前言うたら。逆に、年に何回も、もっとひどい雪が降ったこともありましたよ。だから、大雪だから、折れちゃったというのは、余り理由にならんのですよね。今回、折れました。先ほど来、議員からあれこれ出てるでしょ、ついでに全部直しなさいや。みっともない。これ、11本のうち、6本直して全部で百何ぼ、60万でしょ。残り、5本直したら、あと何ぼ掛かるの。知れとるじゃないですか、はあ。学校施設ですよ。子どもたちが毎日来るところですよ。今回大雪が降ったのが、たまたま休みだったから良かったですね。平日だったら、ひよっとしたら子どもが事故、怪我しとったかもしれんですね。巻き込まれて。そういったことを考えるのが教育委員会でしょうが。そこまで考えるのが。何を、この程度の予算けちって、6本だけ、壊れた6本だけ直します。残りの5本は点検したらもちそうだから、残します。それは、筋が通らんでしょう。聞き方、変えましょう。何で、こういうけち臭いことをするんですか。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（中川）議員ご指摘のとおり、全部を改修するという観点はあったと思いますが、今回については、破損のあった場所についての改修をお願いするということでございます。

○議長（久留島）住吉議員。

○6番（住吉）あんまり厳しいことは言いとうない。ちゃんと答弁しなさいや。何千万、何億掛かる工事じゃない、全部直したところで。残りの5本直したら、1億、2億掛か

るんですか。違うでしょう。全部、全部直したところで、トータルで 300 万、400 万あれば直せるでしょ。当然、残りの支柱にも負荷が掛かったと思うんです、この雪で。点検しました、異常はないです。分からんでしょう。そもそも、今回壊れた支柱の 6 本も、現場の教員の方が月に 1 回点検してたんですよね。点検してても折れたんですよね、雪で。じゃ、残りの 5 本も分からんじゃないですか。それを聞きよるんですよ。先ほど、宗像議員も言いましたけど、責任持てるんですか、という話でしょ。じゃあ、2 点聞きましょう。まず 1 点目、ちゃんと答弁しなさい、さっきから気になりよったんですけど。日本語、分かるでしょ。いきますよ、まず 1 点目。全部直したところで、1,000 万も掛からんような工事なんです。500 万も掛からん、300 万、400 万の話です。にもかかわらず、壊れたとこだけ直すという、なんでけち臭いことをするんですか、子どもたちが毎日来る場所で。子どもの安全は考えないんですか。この 1 点だけにします。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（中川）繰り返しになりますが、今回については、支柱が、老朽化によるものでなく、重みによって破損したということで受けて、5 本については異常がないということの判断のもと、復旧の部分について、提案させて頂いているところでございます。

○議長（久留島）西山議員。

○1 2 番（西山）先ほどから、質疑、答弁を聞いておりました。課長さんに予算のことを質疑するのは、私、適切ではないと思います。この答弁は、教育長か町長が、予算執行権のある町長か教育長が答弁する事案であると思いますが、町長、ご答弁願います。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田）今、学校教育課長の方から答弁がございましたように、基本的には、復旧工事としてですね、捉えて復旧させて頂くものでございます。それと、そのネットに関わるいろんな保守点検も含めて、扱いを含めてですね、今後精査しながら、そういった事態の解消に努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（久留島）大江議員。

○3 番（大江）すいません、確認の意味なんですけども、先ほど、小学校プールの、これは 6 月までの、何とかプールに間に合わせるということなんですけども、この工事のところを見ました支柱、5 本あるところの、とこの階段は、運動会のときにも皆さんのほとんど座ってる場所ですが、運動会は 5 月に開催されます。これに、本当に支障のないよう

に工事を進めていくんでしょうか。ちょっとその点をお尋ねします。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（中川）運動会につきましては、支柱の倒れた状況であれば、観覧席等々の影響があるということで、撤去については、今年度中に撤去費、改修費を使って撤去しているものでございます。また支柱の設営につきましては、運動会等との影響のないような、配慮しながら、工事の発注をしたいと思っております。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第 18 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 18 号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第 18 号議案は原案のとおりこれを決します。この際、庁舎建設及び広島市東部地区連続立体交差事業調査特別委員会開催のため、暫時休憩します。再開は追って連絡します。

~~~~~○~~~~~

午前 10 時 19 分 休憩

午前 11 時 40 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き会議を再開いたします。日程第 18、発議第 1 号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書案を議題といたします。提案者より、提案理由の説明を求めます。大江議員。

○3 番（大江）3 番、大江です。地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書案を読み上げて、提案理由とさせていただきます。地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっています。また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当

選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。こうした中、町議会議員の年金制度を時代にふさわしいものにすることが、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考える。よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑あれば許します。住吉議員。

○6 番（住吉）6 番議員、住吉です。幾つかお尋ねいたします。まず、この意見書案を出された理由といたしまして、地方議員のなり手不足が大きな問題、とおっしゃいましたが、昨年 9 月 28 日だったかな、執行されました府中町の町議会議員選挙、定数 18 名に対して 22 名の方が立候補されています。そういった観点におきましては、決して今のよう、国民年金だけだから。

○議長（久留島）静粛にしてください。

○6 番（住吉）なり手がいないというのは当てはまらないのではないかと思います。その点はいかがお考えでしょうか。第 2 点といたしまして、そもそも厚生年金、地方議員が厚生年金に入ること自体が、そもそも厚生年金の趣旨とそぐわないのではないかと、厚生年金、やはり被用者加入が原則でありまして、その厚生年金保険法の第 1 条、労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的としておりまして、同法第 6 条には、その適用事務所として常時 5 人以上の従業員を使用するもの、第 12 条には、適用除外として、一定の労働時間を働いていなきゃならない、というふうに定められています。その点考えますと、我々は、被用者ではありません。確かに海田町から議員報酬は頂いておりますが、上司はいません。そして、何よりも、議員の労働時間、計りようがありませんよね。公務以外も当然議員活動しておりますし。もし、この意見書案にありますように、地方議員が厚生年金制度に加入するための法整備を実現するのであれば、厚生年金保険法そのものを大幅に改善する、言い換えれば、国民年金同様にしなければならないというふうに思いますが、その点はどのようにお考えでしょうか。そして第 3 点。地方自治体の本務は、やはり地方自治法の 1 条にありますように、住民福祉の向上、我々、執行部の監視機関も、そのために存在している訳であります。税金で報酬をもらいながら。ところが、住民福祉の向上よりも、まず先に議員の福祉の向上、

これを優先されるというお考えでよろしいのでしょうか。以上3点お尋ねをいたします。

○議長（久留島）大江議員。

○3番（大江）まず1点目、府中町の18名から22名って、なり手がいないというが、これだけいたではないかという件についてですが、これは、実際に、自由業の、一つ仕事を持ってる方になってる、立候補してるケースが多いです。全くもって、何も仕事を持ってない人が、府中町の場合には、応募していたとは考えられません。兼業の方がほとんどこの議員というものに応募してます。ですから、一応生活の安定っていうんですか、保証は確保した上で、議員立候補しているものと考えます。それから2点目、2点目の、厚生年金労働者の安定、労働時間とおっしゃいます。それは、一定の普通の労働者と合わせればそうかも分かりませんが、皆さんの代表として出て、そして、今、先ほどおっしゃったように、労働時間は計りようがありません。そういう観点から、労働者の時間としての労働時間以上のものを、議員は働いていると考えます。ですから、先ほど言われた、今の保険法を変えるしかないのではないかっていうのは、それも一案だと思います。ただ、ここで今、言っているのは、ただ、今のままでは、若い人が出れないということで、今、ここ提案しております。それから、それから住民福祉の向上、議員の福祉の向上をするのではないかと、っておっしゃいましたが、議員も一応は家庭を持って生活しているものがほとんどです。ですから、議員の福祉の向上とおっしゃいましたが、これは、やはり、議員も住民の一員と考えます。そうすると、やはり安定した生活ができる基盤を作ってあげるのも、これも一つ、平等の立場からいって、必要ではないかと思われまます。以上3点お答えします。

○議長（久留島）住吉委員。

○6番（住吉）何か答弁がずれとるんで、2問目は難しいんですが、府中町の場合は兼業の方が多かったんじゃないかと思えます、そういう話じゃないですよ。立候補者がいるかいなか、なり手がいるか、いないかの話を聞いているんですよ。逆に言うたら、今の答弁ですと、失業対策で議員になるようなことを求められてるように聞こえるんですよ。そうじゃない。我々は、地方議員は、執行部の監視機関、そのために議員をやっております。己の待遇云々かんぬんの話じゃないんですよ。もう一度お伺いします。現に府中町では、定数よりも4人多く立候補しました。なり手がいるんですよ。兼業云々、今、仕事を持ってる云々は関係ありません。無職の方も出てました。そういった観点に立ちますと、議員が厚生年金に入ろうが入るまいが、なり手は、現在でも十分にいらっ

しゃる。実際、3月の、場所は失念しましたが、今、他の3月に選挙があるのは、海田町以外に2か所あるのかな。そこでも、定数以上に立候補者説明会に来られています。なり手は十分いらっしゃいます。そう考えますと、我々議員に厚生年金に入らなくても、志のあるものは、己の待遇云々なんか関係なく、立候補されるんじゃないんでしょうか。2点目、厚生年金保険法の改正も一案じゃないかという答弁がなされたかと思いますが、この意見書案そのものがそう書いてあるんですよ。厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。議員を入らせようと思ったら、抜本的な改正が必要になります。先ほども言いましたように、我々は従業員ではありません。町長は、我々の社長ではありません。ましてや労働時間の問題もあります。言い換えれば、我々地方議員を厚生年金に入らせようとしたら、国民年金と同じような制度に変えなければならぬというふうに考えますが、いかがでしょうか。3点目、住民福祉の向上、今現在、国民年金の受給だけで暮らしてる方、一杯いらっしゃるんですよ。それは昔でしたら、医療費も、ただになりましたし、高齢者は。年金と高金利時代でしたから、その金利だけで十分食べていけました。今は違います。まず、そういった方々の福祉の向上を国に求める意見書案とセットであるならば、まだ理解できます。それがないにもかかわらず、住民の福祉の向上のために、執行部の監視機関として税金から報酬を頂いてる我々議員が、自分たちの福祉の向上のみを考える意見書案を出してくる。それはいかがなものでしょうか。以上、3点お尋ねします。

○議長（久留島）大江議員。

○3番（大江）先ほどから何遍も申しましたが、先ほどなり手が一杯いるじゃないかっておっしゃいますが、その立候補をする者たちにとっても、全く無防備に立候補はしてないと思います。いろいろなことを勘案して立候補をしていると思います。ですから、山口県の方でも、この度、無投票があったり、大崎上島でも無投票なったり、定員が不足したり、今言われるように、なり手不足じゃないじゃないかって言いますが、いろんなところで、なり手不足があります。ですから、なり手不足でないところもありますが、なり手不足が、今多くなってるっていう現状に、この度のこの2017年1月16日の中国新聞に、900議会、厚生年金要望ということで、広島県、鳥取この5県、中国5県も、県議会が提出しております。そのように皆さんやはり、実質的になり手不足、しかも、資質、本当に先ほど言われたように、志を持ってするものが中々ないっていうことで、こういう提案をさして頂いてます。それと、今、国民年金と同じように、国民年金

で生活してるのではないかっておっしゃいますが、実際、議員を一度経験しますと、それ以外に、今までやった経験以外に動く活動的なものが、目に見えないものが多々あると思います。そうすると、普通、家で国民年金で生活するのと違って、また違う余分なそういう出費、いろんなものがあります。先ほど言われたように、自分を守るためとかおっしゃいましたけど、そういうことではありません。やはり、これは、どうしても今後の若い人、本当に先ほど言われた志がある人に出て頂くためには、法整備をして、そして堂々と議会、議員の分に集中してほしいという要望で、これだけ 900 議会が厚生年金要望を出してると思います。三つの点もありますけども、全部セットにして、私は、これを答えとして頂きます。

○議長（久留島）住吉議員。

○6番（住吉）まあ無投票のところもあるでしょう、選挙で。逆に、立候補者が一杯いることもあるでしょう。そういったものでしょ、地方議会の選挙なんて。この海田町議会議員選挙でもそうでしょう。12年前でしたっけ、無投票になったの。そのとき、議員年金もありましたよね、それでも無投票。年金制度があろうがなかろうが、出る人は出るんですよ。逆に言えば、志のあるものが、待遇を求めて、待遇を気にして、果たして出ますかね。昔なんて、井戸堀政治家なんて言葉もあったじゃないですか。そもそも、私思ったのは、これを提出される方、ほかに仕事されている方もいらっしゃいますよね。ね。地方議会の議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められていると、この意見書に書かれておりますが、議員活動がパートタイマー的になってる現状がありますよね。それを是正した上で、議員の年金制度の拡充を求めるためなら理解できますが、それがないままに、そういった現状を放置したままに、議員の福祉の向上を求める。それが、本来の住民福祉の向上につながるのか、という点をお尋ねするのと、逆に、町民全体の福祉を向上することによって、こういった仕事に就かれている方であっても、老後の生活の心配をしないでいい、そういう町政を作れば、我々議員の老後も安定する。まず、そちらを目指すのが先ではないでしょうか。それを目指さずに、こういった意見書案を出す、順序が逆ではないかと思うんですが、その点はいかがお考えでしょうか。以上2点です。

○議長（久留島）大江議員。

○3番（大江）順序が逆かも分かりませんが、まず、この厚生年金の議会の方で可決して、それからこれから、降ろして行って、各企業、それらに持って働き掛けていくと、

体制的なものが順次変わってくるんじゃないかと思うんです。ですから、言われたように、今、年金もらっている古老の議員さんたちのカットするとか、いろんな工夫をしながら、今から若い人たちに向けて、自分たちの身を削りながらやっていけば、それはやはり、今後の若い政治家を育てることになるんじゃないかと思います。ですから、今言われたように、逆かも分かりませんが、まずこれを確保して、それから、これをどういうふうにするか、どういうふうにするか、逆の発想で降ろして、それから政策提案、それから、条例変更などしたらどうかと思っております。

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）たくさんのこと聞きません、1点だけ。今、一生懸命議員なられる方がない町村が一杯あられるとおっしゃられました。厚生年金がないからこそ、議員に立候補しない地区があったら教えてください。

○議長（久留島）大江議員。

○3番（大江）分かりません。

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）それなら先ほどの説明になってないじゃない。答弁が違うと思いますが、どうなんですか。

○議長（久留島）大江議員。

○3番（大江）新聞の報道とかそういうものから取り入れたニュースでありまして、今言われたように、厚生年金があるって言われた、今のこの質問に対しては、私もちょっと調査が少し不足しておりました。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）14番、前田ですが、1、2お尋ねします。今の答弁やら、提案理由を聞いておきますと、よう分からんのですが、まず一つ目はね、厚生年金にすれば、議員のなり手があるのかどうか。何か、いかにもね、収入が目的なのか、年金が目的なのか、次元がちょっと低いんじゃないかと。二つ目はね、国民年金云々というんでは、これでは生活保障にならないという、国民年金というか、そういう人たちを愚弄するものでないかと、こういうことに考えます。国民年金だけでは生活できないと、この辺の説明を一つお願いします。それから、過去にね、提案者を含めて、これをね、いろいろ、経費節減とかね、行政の改革とか、いろいろ言われてきとるんですがね、この提案者を含めて、これしますとね、これ、厚生年金にすると、雇用者負担が出てくるんじゃないかと

思うんですよ、私ね。そうすると、仮に掛け金が、議員1人1万円、こういうふうにした場合、町の持ち分が1万円とこういうふうになる。雇用者負担があるということね、いわゆる年金の半分は雇用者が持つ。これで、経費の節減とか行政改革になっていくのか。取りあえず、その辺のことについてお尋ねをいたします。

○議長（久留島）大江議員。

○3番（大江）確かに厚生年金の場合は、雇用者と本人で、2分の1ずつの負担となっております。ですから、ここも、例えば条例を変えて、議員の場合は3分の2を個人が負担して、3分の1を負担してもらおうとか、条例改正によったら、本当に身を切る思いをすれば、もっと改正が、若い人が出てくるんじゃないかと私は考えております。それと、1点目について、ちょっと分かりにくかったんで、もう一度説明をお願いします。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）再度じゃ言いますがね、しっかり聞いてくださいよ。要するに、厚生年金にすれば議員のなり手があるのかどうかと、こういうふうに言うた訳ですね。そしてもう一つ、そういうふうな形で付け加えていけばね、厚生年金か何か知らんが、収入目的というようなね、なぜか、国民年金では生活できないとか、生活保障にならないという答弁があるんですよ。これ、国年生活者を愚弄するものじゃないかと、こういうふうにする訳ですが、これの答弁がない。分かりましたか。もう一つ言うとするのが、提案者を含めて過去に、行政改革とかね、いろいろ言われとる、経費節減、年金は雇用者の半額負担、ということは、町村の負担分が増えるということを言うとする訳ですね。そこらのことが、提案者が過去にいろいろ言われてきたことと、逆行しとるじゃないかという、全く矛盾。先ほど来のね、2名ほどの答弁を聞いてとってもね、何にも勉強しとらん、調べとらんで、これで同意してください。挙句の果てが、年金か何か知らんが増えれば、生活が楽になるよう、自分のエゴを考えとるんじゃないかと。次元の低い話よ。それについてどう考えるか。

○議長（久留島）大江議員。

○3番（大江）前田議員が随分過大的なことをおっしゃいました。私は言ってないことを、過大的に自分の思いの中で発言されたところが多々ありました。それから、国民を愚弄してると言うけど、そういうことではございません。例えば、衆議院議員をやられた方が、落ちた途端に、しばらくして生活保護になったとか、そういう現状も耳に入っております。ですから、やはり、住民のために一生懸命活動した人に対しての、やはり、

それは、年金と生活がちゃんとできるような保障が要るのではないかということなんです。一番大事なところはそこなんです。ですから、最初から、若いときから議員生活されている方はそういう情勢になってしまいます。これは、4年で、1回1回の勝負です。ずっとなったから、ずっとある訳ではありません。そういう点を考えた場合に、国民年金から社会保険、社会保険から国民年金、そういうものが、スムーズに行けるように、やはりそれ、ずっと保障っていうものが、やはり要ると思うんです。だから国民年金で生活ができないというのは、そういうふうに言った訳ではありません。年金だけでできないというのは、あれですけども、議員活動をしていますと、辞めてもしばらくは、そういう活動が続くことがあるということで、ことを、言いたいとき、言いたかったので、これを伝えました。ですから、愚弄してる訳でもないんです。それと行政改革で経費節減とおっしゃられてたっておっしゃいますけども、私は、これ、正直言って全額出してもいいと思ってます、私は。それほど議員の、だから、自分たちが身を削ればいい訳です。実際、自分たちが年金制度を、年金もらっている方とか、そういう方は、実際、また掛金を払うという計算になってきます。しかし、やはりこれは、本当に、今からの先のことを考えて少子化になっていく中で、どうしてあげればいいのかを、やっぱり、かつ、これは単純な考え方ですけど、それはやっぱり考えてあげるべきではないかと、私は、ここで、この提案をさして頂きました。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）何か訳の分からんね、矛盾だらけの答弁なんですよね。国会議員として落ちたから国民年金で生活する。それでいいじゃないですか。なぜ厚生年金にする。訳が分からん。そういうね、矛盾だらけの答弁、だけじゃね、同意できんだろう。もっとね、900団体が何かね、既に承認しとるとか何か、それは、それでいいとしてもね、もっとね、明確な、明快な答弁せにゃね。国保年金が厚生年金になれば、移行すれば、どういうメリットがあるのか。これね、国民年金で駄目なのか、国民年金はそういう、いろんな年金に入らない人たちのために作られとる制度なんだから、当然、それでいいと思う訳ですが、なぜ厚生年金でなけりゃならんのか。これの理由が分からん、ね。先ほども言われましたように、国会議員で落選して国民年金で生活せにゃならん。良いじゃないですか、生活すれば、できるんだから、保障されとるんですよ。そういう矛盾、漏れの答弁では困るんで、明解な答弁を願いたい、ね。そういうことです。

○議長（久留島）大江議員。

○3番（大江）サラリーマンの立候補者とか、議員のサラリーマンの復帰が行われやすいように、議員の年金制度を時代にふさわしいものとするのが人材確保につながると思います。ですから、今、ここの提案をすることによって、それぞれ、例えば厚生年金制度の拡充に向けて動くこととあれば、今度、会社も動くこととなると思います。やはり、それら厚生年金に向けてのことをすると、政府もこれをどのように、今、おっしゃったように、負担が大きいから負担をなくすにはどうしたらいいとか、今から、これを題材にいろんな討論がなされて、年金に対しての扱い、どのようにやっていくのか、今度は今、議員は掛け持ちができない、サラリーマンの方にも掛け持ちができるとか、そういう法改正とかいろんなものにも、それが広がっていくんじゃないかと思うんです。ですから、この厚生年金制度は、一つのこれはきっかけづくりと思います。ですから、単純に本当に若い人が出れるようになってというのが、この提案理由です。

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）今、答弁、いろいろ答弁された中で、どうしても疑問があるので、一点聞きかさしてもらいます。我々が条例改正して負担金を負担、厚生年金の負担する金額を変えればいい、これは、法律上できないんです。逆に、我々が全部持ってもいいです、その持った場合には、残った、本来被用者が持つ部分は寄附行為になるんです。それ、公職選挙法で禁止されておる行為ですよ。申し訳ないんですが、その辺で法律を理解されて、法律にきちんと沿った答弁されてるんですか。答弁が、法律に沿ってない答弁を、平気でされてるような気がするんです。また、その辺をきちんと整理された上で提案して頂きたい。それから、会社と籍が二重にできない。法律上、既に、議会活動をするためには会社を休ませなければならないという法律っていうのは、労働基準法だったかな、中に、きちっと入ってますよ。申し訳ないんですが、これだけのものを提案される以上は、そういう法律的なものをきちんと精査されて、きちんとした答弁ができるような提案をして頂きたいんですが、いかがですか。

○議長（久留島）大江議員。

○3番（大江）ですから、その法律自体を改正したらどうかと提案してます。それと今、会社は休まなければならないとありますが、実際的に、会社は、休まなければならないというところを認めてる会社というのは数少なく、ほとんどの方が、議員になられた時点で、会社を辞めてくださいと、みなさま、退職を促されております。

○議長（久留島）崎本議員。

○13番（崎本）あのね、もう少しね、勉強してからね、議員になったら会社を辞めてくださいという、そういう会社は、ね、どこにありますか。そりゃあ、1件や2件はあるか分かりませんがね、そういう単純な、提案理由にされてはね、困りますよ。それと、もう1点はね、今、言うように、全額、厚生年金で全額議員が払うて、そういう議員に負担掛けたらね、また立候補する人が、まだ少のうなるとは思いますが、逆のことを言われて、答弁されて、説明されますがね、もうちょっと、ほんまの理解をしてね、きちっとした答弁をしてくださいや。ほいとね、12年前か何ぼかに無投票になったときにはね、私が発議しましたが、20人定数を16人にしても無投票やったんですよ。そのときは厚生年金ありましたよ。議員年金、ありましたよ。やっぱりね、これやったら、議員のなり手が多いちゅう根拠を出してからね、やっぱりこういう提案理由をね、新聞に書いてあったから、自分がきちっとした法的根拠とか、そういう根拠をきちっと勉強してから、こういう問題を出したらいかがですか。それだけ、ね、そんだけ聞きます。それが、きちっと説明できんかったら、反対です。

○議長（久留島）大江議員。

○3番（大江）今の議員になったら会社辞めてくれ、どこにその会社がありますかって言いますが、自治研修なんかにおいても、市議会議員が会社に、議員になりました、そのまま続けさしてください、辞めてください、ほとんどそうです。ここにも議員になって辞めてくださいと言われた方もいます。ですから、やはりまだまだ、いろんな社会の中では、議員になって、掛け持ちできる企業というのは数少ないんです。ですから、そういう、どこにいますかっておっしゃいますけれども、数多く聞いております。なったとたん、辞めてくださいという会社は。ですから、そこは、訂正して頂きたいと思えます。中には、それはありますよ、会社が認めて、組合が認めたところもあります。でも、ほとんどの会社は議員になったら辞めてくださいというところが、現状は多いです。それから、先ほど、今まで全員全部出したら、ますますなり手が無いんじゃないかっておっしゃいますけども、やはりそれは、今、実際に、高齢というとおかしいんですけど、歳を取って年金をもらいながら議員活動してる人たちが、私は、そういう報酬を、報酬っていうんですか、その年金を、する、私ら、高齢の方は年金制度納めても、それはほとんど恩恵はありませんけども、若い人に向けての、そういうお金として、その厚生年金積立をするのは、私はいいんじゃないかと思うんです。先ほど、それは寄附行為に当たるとおっしゃいましたけども、これは、条例をやはり、そこは、寄附行為じゃなくて。

○議長（久留島）静粛にしてください。

○3番（大江）法律を、やはり法律の改正の提案をしていけば変わってくるんじゃないかと思えますし、だからこれは一つの一案であって、どの方法がいいかっていうことは、これは、この厚生年金加入をしてから、それから、どの方法が一番負担がなく、そしてできるかっていうことを今から考えていこうではありませんか、ということの要望書です。

○議長（久留島）崎本議員。

○13番（崎本）誰がそういうことを、私、13番崎本ですが、誰が、そういうことを質問したんですか。私の質問は、そういうことを言うちよるんじゃないでしょうが。じゃあ、はっきり言いますがね、この海田町議会の議員の中にもね、議員になったけえ、会社を辞めてくださいいうて、誰がおりますか。そういう、そういう根拠がないことをね、やっぱり、平気で言われたらね、ちょっと、困りますが、私が言うた質問に、私は法律がどうのこうのいう質問は一つもしてませんよ。私が聞いたことに、きちっと答弁してくださいよ。どうですか。答弁できんならええ。もう、言わん方がええよ。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）反対討論ですか。はい、まず、反対討論を許します。宗像議員。

○7番（宗像）7番議員、宗像です。反対の立場から討論いたします。まず、厚生年金は、本来、日々の勤務してる被用者に対する、原則、対象とした保険でございます。一般企業においても、非常勤の役員は、年金及び社会保険の対象となっておりません。保険法の、社会保険法の本来の趣旨から外れる行為を、我々は提案すべきではないと、私は思います。次に、仮に、これを要求するのであるとすれば、厚生年金だけを請求するのではなく、セットとして、社会保険も当然のこととして、請求すべき案件です。片方を抜きにして、議論すべき案件ではないと、私は考えます。ましてや、年金だけというのは、我々が議員を辞めた後に、我々の社会保障を自ら確保しろと、これを、行政に対して要求しているものと、全く同じものと考えます。また、最後に、答弁の中に、きちんとした法律に、趣旨に、法律を正しく解釈された答弁が全くなされてない。先ほど来から出ておりました、議員になったら会社を辞めなければならない。私が質問したときには、

そうではなくて、会社は、議員活動を行うときは、個人の議員活動じゃないですよ、法的な議員活動を行うときには、議員活動させなければならないという法律が、もう既に定められております。そこも理解しないで、このような答弁、また、このような発議されること自体について、私は、反対いたします。皆さん、ご賛同の方、よろしく願いいたします。

○議長（久留島）続いて、賛成討論を許します。多田議員。

○10番（多田）地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書案に、賛成の立場から討論いたします。現在、全国の町村議会の抱えてる問題の一つが、議会の重要性が増す中、議員のなり手不足が深刻化していることです。昨年行われました統一地方選挙において、全国928町村のうち、373町村で議会議員選挙があり、その2割の89町村で、無投票当選、そのうち4町村では、定数割れという状況でした。かつては、地方議員は、地元の有力者が奉仕の精神で担った面がありました。その層が減少した今、立候補しやすい環境整備が必要と考えます。皆さんもご承知のように、議員を退職した後の生活の保障は、基礎年金のみです。今から若い皆さんに立候補して、次代の議会を担って頂きたいと思いますが、現役のサラリーマンの方は、そのとき加入している厚生年金が、議員在職中は加算されずに、老後に受け取る年金が減ってしまうのが実情です。住民の代表として、議会がこれまで以上にまちづくりに貢献していくために、幅広い人材の皆さんが、議員をやってみようと思われるような環境づくりが必要です。この、厚生年金制度への加入が実現すれば、より多くの皆さんが議員を目指す一つのメリットとなり得ると考え、この意見書案に賛成するものです。皆様のご賛同をお願いいたします。

○議長（久留島）ほかに討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより起立により採決を行います。お諮りいたします。発議第1号は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久留島）着席してください。起立多数と認めます。よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。なお、ただいま議決した意見書については、内閣総理大臣をはじめ関係機関に送付いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第 19、庁舎建設及び広島市東部地区連続立体交差事業調査特別委員会調査報告について、委員長より申し出がございますので、これを許します。庁舎建設及び広島市東部地区連続立体交差事業調査特別委員会、前田委員長。

○14番（前田）それでは、庁舎建設及び広島市東部地区連続立体交差事業調査特別委員会の報告をさせていただきます。本委員会は平成 25 年 8 月 2 日の第 1 回委員会から平成 29 年 2 月 21 日の第 20 回委員会までの、合計 20 回の委員会を開催しました。調査の概要及び結果ですが、第 1 回委員会において、庁舎の移転候補地を問う住民投票条例を制定するよう町長に求めることを、全会一致で可決しました。第 2 回委員会では、庁舎建設場所についての住民投票を、執行部に、早期に実施させるため、12 月定例会において、議員全員で住民投票条例案を提出することとしました。また、広島市東部地区連続立体交差事業について、調査を行うため、特別委員会の調査事項を追加し、委員会の名称を、庁舎建設特別委員会から庁舎建設及び広島市東部地区連続立体交差事業調査特別委員会に変更することとしました。第 7 回委員会では、県が町に対して示した連続立体交差事業の見直しの方向性に関する資料について、執行部から説明を受けました。また、執行部退席後、県の事業見直しの方向性に対して、山陽本線部分の高架を、東に 300 メートル、延伸するよう執行部を通じて県に要望することとしました。また、第 8 回委員会では、連続立体交差事業の見直し案の方向性について、県の担当者より説明を受けました。第 12 回委員会では、町長が庁舎移転先を県海田庁舎跡として、計画を進めていきたい旨を表明しました。第 13 回委員会では、県海田庁舎跡の現地視察を実施し、第 15 回委員会において、視察に対する意見の取りまとめを行った結果、多くの委員から、改修ではなく、建て替えるべきであるとの意見が出されました。16 回委員会では、県海田庁舎跡の敷地の概要及び新庁舎整備構想の策定について、執行部より説明を受けました。第 20 回委員会では、第 19 回委員会において委員から出された意見及びパブリックコメントの実施結果を踏まえ、執行部より、海田町新庁舎整備基本構想案が提出され、説明を受けました。なお、その他、詳細についてはお配りした調査報告書をご覧ください。最後に、庁舎建設及び広島市東部地区連続立体交差事業は、町にとって重要な事業であるとともに、委員会の調査事項である庁舎建設及び広島市東部地区連続立体交差事業に伴う調査研究も、現委員会においては、中途の状況であることから、今後も海田町議会として、調査研究を続けていく必要があると考えております。以上で、庁舎建設及び広島市東部地区連続立体交差事業調査特別委員会の報告を終わらせて頂きます。

○議長（久留島）以上で報告を終わります。議員全員で構成する委員会でございますので、委員会調査報告に対する質疑は省略いたします。以上で、庁舎建設及び広島市東部地区連続立体交差事業調査特別委員会調査報告を終了します。以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）この際、慣例により、海田町議会議員互助会の表彰式を行います。事務局長。

○議会事務局長（中下）それでは、海田町議会議員互助会永年表彰を行います。お名前をお呼びいたしますので、前の方へお願いいたします。勤続 15 年表彰でございます。岡田良訓議員。

○議長（久留島）表彰状、岡田良訓殿。あなたは海田町議会議員として永年、地方自治の発展・伸長に寄与されました。その功績は誠に顕著であります。よって、これを表します。平成 29 年 2 月 21 日。海田町議会議員互助会会長久留島元生。

〔拍手〕

○議長（久留島）以上で表彰式を終わります。この際、今期をもって引退を表明されている方がおられます。挨拶の申し出がございますので、これを許します。西山議員。

○12番（西山）12番、西山です。今日は、貴重なお時間を頂き本当にありがとうございます。私は、町民の皆様、支援団体の皆様のお力によりまして、平成5年、初議席を与えて頂きました。6期24年、微力ではございますが、海田町発展のために全力で走り抜いてまいりました。その間、町民の皆様方には、真心からのご支援、ご支持を頂き、またご鞭撻を頂き、心より感謝申し上げます。また次に、代々の町長を始め執行部の皆様、職員の皆様方には、本当に真摯に向き合って頂きました。本当にありがとうございました。また、代々の議会事務局長を始め、職員の皆様、大変お世話様になり、心より感謝申し上げます。また、お礼を申し上げます。本当にありがとうございました。代々の議長を始め議員の皆様とともに、海田町の発展のため、議論を交わしながら24年間、貴重な人生を歩ませて頂きました。その中におきましても、監査委員として6年間、議会運営委員長として、また副議長として4年間、12年余り、皆様のご支援を頂き、中核として頑張らせて頂きましたことに対して、本当に感謝申し上げます。特に、副議長としての4年間は、私を信じ、真心から応援してくださいました議員の皆様には、心より感謝申し上げます。今後の私の人生につきましては、私は、昭和38年、高校卒業と同

時に、医師会に就職し、まず、原爆被爆者の健康診断からスタートいたしました。次に、白血病の異型細胞を見つける仕事をしておりました。その続きは、細胞検査士として、がんの異型細胞を見つける、30年の内、20年余りは顕微鏡と向き合った医療の現場で頑張っておりました。平成5年、町会議員として、皆様とともに、歩ませて頂いたことは感謝に耐えません。今後の私でございますが、この、30年と24年、人のために少しでもお役に立つ人生を送らせて頂きました。今後につきましても、何か、私でお役に立てることを、生涯現役で頑張りたいと思っております。でも、まずは54年間走り続けてまいりましたので、少しは休憩をして、その間に、次の私の人生、第3の人生を見つけていきたいと思っております。最後になりましたけども、皆様方のご健勝とご活躍をご祈念いたしまして、引退のご挨拶とさせていただきます。本当に24年間ありがとうございました。

〔拍手〕

○議長（久留島）この際、海田町議会議員互助会から、記念品の贈呈を行います。

〔記念品贈呈〕

〔拍手〕

○議長（久留島）この際、町長より発言の申し出がございますので、これを許します。町長。

○町長（西田）議員の皆様、大変お疲れさまでございました。定例会終了に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。初めに、先ほど表彰を受けられました方々に、心よりお祝い申し上げます。誠にありがとうございます。去る2月1日から開会の海田町議会定例会におきまして、議員の皆様には、本会議及び予算委員会で、慎重かつ熱心にご審議頂き、ありがとうございました。おかげをもちまして、本日、平成29年度一般会計予算を始め各議案にご賛意を賜り、心よりお礼申し上げます。審議の過程におきまして皆様から賜りましたご意見やご要望を、重く受け止め、新年度の諸施策の執行に当たり、できる限り尊重してまいります。議員の皆様におかれましては、この3月31日をもちまして任期満了を迎えられるに当たり、3月26日には、海田町議会議員一般選挙が行われる予定でございます。立候補される皆様方におかれましては、再び議席を確保されまして、この議場でお会いできますよう、心からご健闘をお祈り申し上げます。また、今期で議員生活から離れる方には、長年にわたり町政にご尽力頂きましたことを、深く、厚くお礼申し上げます。今後とも、町政に対し、その経験を生かされまして、我々に助

言、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。最後に、暦の上ではもう春でございますが、まだ、まだ寒い日もございます。どうか健康にはくれぐれも留意され、今後ますますご活躍されることを、心からお祈り申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（久留島）閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。本定例会は、平成 29 年度予算を始め、多数の重要案件を審議する極めて重要な議会でございます。去る 2 月 1 日から本日まで、慎重にご審議頂きまして、全議案が妥当な結論を得ましたことは、本町のために、誠に喜びに耐えないところでございます。また、執行部におかれましては、常に紳士的な態度をもって誠意を尽くした説明をされ、衷心より深く御礼申し上げます。審議の過程において、議員各位から述べられました意見や要望が十分反映されますよう、特段の配慮を払われ、より効率的な執行を行われますようお願いいたします。さて、過去 4 年間、海田町議会の運営が円滑に行われましたことは、喜ばしいことと思います。3 月 31 日をもって任期満了となりますが、健康に十分留意され、今後とも本町の発展のためにご尽力頂きますようお願い申し上げます。立候補を予定されている皆さんにおかれましては、来る 3 月 26 日の選挙において、当選の栄誉が得られ、再びこの議場において全員が顔を合わせ、本町の発展のために共に頑張っていきますよう、皆さんの格段の奮闘をお祈り申し上げます。最後に、議長就任以来 8 年間、議員の皆様はもちろんのこと、執行部の皆さんのご協力によりまして、無事職務が遂行できましたことに対し、厚く御礼申し上げ、私のお礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〔拍手〕

○議長（久留島）以上で、本日の会議を閉じます。これにて平成 29 年第 1 回海田町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。

午後 0 時 3 8 分 閉会

※ 会議の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名する。

平成29年 月 日

海田町議会議長

海田町議会議員

海田町議会議員